

ふるさとおやべ応援寄附金返礼品募集要項

ふるさと納税制度による本市への寄附の促進と、ふるさと納税を通じて本市の魅力発信や地元産品等のPR、販売促進を図るため、本市への寄附者に対して贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）の提供を行う協力事業者及び返礼品を募集します。

1 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 市内に事業所等（本店、支店は問わない。）がある法人・団体若しくは個人事業者又は、本市に縁のある法人・団体若しくは個人事業者として市長が特に認める者
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 小矢部市暴力団排除条例（平成24年小矢部市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

2 協力事業者の特典

協力事業者に対しては、次の特典を附与する。

- (1) 小矢部市ホームページ及びふるさと納税ポータルサイトの該当ページに返礼品名、画像及び事業者の名称の掲載
- (2) 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等の同封。ただし、同封物については、事前に市へ確認すること。

3 協力事業者の責務

協力事業者として知り得た寄附者の個人情報、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的に使用することなく、適正に管理しなければならない。協力事業者に該当しなくなった後も同様とする。

4 協力事業者の附帯業務

返礼品等の提供に当たり、下記業務を併せて行うものとする。

- (1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために、インターネット上の管理システムを利用して、事業者登録並びに返礼品の新規登録作業及び必要に応じた変更等の作業を行うこと。
- (2) 市が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。
- (3) 返礼品に対する苦情があった場合は、協力事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容と対応について市に報告すること。

5 返礼品の要件

協力事業者が提供する返礼品は、以下の(1)から(4)までの要件を全て満たさなければならぬ。

(1) 以下のアからオのいずれかに該当するものであること。

ア 市内で生産された農畜産物等

イ 原材料の主要な部分が市内で生産されたもの。

ウ 製造又は加工等の工程の主要な部分を市内で行うことで付加価値が生じているもの

エ 本市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ等

オ 市内で体験又は提供できるサービス

(2) 年間を通じて安定的な供給が可能であり、市又は市から事業の実施を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）からの受注後、速やかに発送対応等ができること。ただし、期間限定又は受注生産商品はこの限りではない。

(3) 食料品については、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。

(4) ふるさと納税に関する総務省からの各種通知の趣旨に反するものでないこと。

6 返礼品の寄附金額区分と返礼品提供価格

返礼品の寄附金額区分については、千円単位で設定するものとし、寄附金額は市が決定する。また、返礼品の提供価格は、寄附金額の3割以下（消費税及び梱包料含む。）とする。返礼品の送料は市が負担する。

7 返礼品の代金の支払い

返礼品の代金は、受託事業者から協力事業者へ毎月送付される実績報告に基づき、協力事業者指定の振込口座に受託事業者から支払うものとする。この場合において、振込手数料は協力事業者負担とし、返礼品の代金から振込手数料を差し引いた金額を振り込むものとする。

8 申込み方法

申込みは、次の(1)から(4)までの書類を市に提出するものとする。なお、過去に協力事業者の登録申込みを行ったことがある場合は、(1)の登録申込書の提出を省略することができる。

(1) ふるさとおやべ応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書（様式第1号）

(2) ふるさとおやべ応援寄附金返礼品登録申込書（様式第2号）

(3) 返礼品の詳細がわかる資料（写真・パンフレット等）

(4) その他市長が必要と認める書類

9 申込みに係る留意事項

(1) 申込みのあった協力事業者登録及び返礼品登録については、本要項に基づき採用の適否を本市関係部署と審査し、書面により結果を通知する。

(2) 登録された返礼品を変更又は取り消す場合は、ふるさとおやべ応援寄附金返礼品変

更申出書（様式第3号）により速やかに市に届け出るものとする。

- (3) 協力事業者や返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合、または当該返礼品の申込みが少ない場合には登録を取り消すことがある。

10 問合せ及び書類の提出先

小矢部市企画政策部企画政策課

〒932-8611 小矢部市本町1番1号

TEL : 0766-67-1760（内線 252）

Eメール : kikaku@city.oyabe.lg.jp